

令和2年度 第2回 上牧町第6期障がい福祉計画策定委員会
議事録

開催日時	令和2年11月19日（木）午後2時00分開会～午後3時28分閉会
開催場所	2000年会館 2階 多目的室
委員長	渡邊委員
出席者	横澤委員、渡邊委員、中野委員、竹原委員、西村委員、大前委員、小嶋委員、植村委員、藤山委員、大山委員、黒松委員、山田（繁）委員 （以上12名）
欠席者	山田（全）委員（1名）
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委員長挨拶 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> （1）第6期障がい福祉計画骨子案について （2）関係団体ヒアリング調査結果について （3）第6期障がい福祉計画の目標設定及びサービスの見込量（案）について （4）その他 4. 閉会
資料	<p>○第2回 上牧町第6期障がい福祉計画策定委員会次第</p> <p>○座席表</p> <p>（資料1）上牧町第6期障がい福祉計画 骨子案</p> <p>（資料2）上牧町障がい福祉計画策定のための関係団体ヒアリング調査結果</p> <p>（資料3）計画目標設定及びサービス見込量案</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局	<p>1. 開会</p> <p>○開会あいさつ 本委員会は、上牧町障がい者福祉計画及び障害福祉計画策定委員会規則第5条第2項により、委員の過半数をもって開催することとされており、本日の出席者は12名で定足数に達しておりますので、本日の委員会は成立していることを報告します。</p> <p>また本日、中和保健所の山田委員は所用により欠席とのご連絡をいただいております。</p> <p>○資料確認 それでは議事に入ります。これからの議事については、上牧町障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員会規則第5条第1項の規定により、会議の議長は委員長にお願いしたいと存じます。</p>
渡邊委員長	<p>2. 委員長挨拶</p> <p>○あいさつ</p>
渡邊委員長	<p>3. 議事</p> <p>(1) 第6期障がい福祉計画骨子案について</p> <p>それでは早速議事に入りたいと思います。 まず、議題(1)について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>資料1についての説明をいたします。</p> <p>まず、資料の訂正がございます。4ページのヒアリング実施日の曜日です。一番下の表になります。9月2日(木)とありますが、「(水)」の誤りです。</p> <p>まず、目次です。本資料では、第1章から第3章までの内容の案を提示しております。第4章以降については、次期計画の成果目標やサービスの見込量に係る部分ですので、資料3にて案を用意しておりますが、今回の策定委員会の中ではご意見等をいただき、次回第3回の策定委員会で素案として全体部分を提示したいと考えております。</p> <p>それでは、第1章1ページ目の「計画策定の背景と趣旨」から始まり、2ページ目・3ページ目には障がい福祉計画の概要と他計画との関連性について</p>

て、こちらは現行の計画書を踏襲し記載しております。また、4ページ目・5ページ目では本計画の策定体制について、策定委員会、関係団体へのヒアリング、パブリックコメントの実施等、現時点で確定また予定している範囲で記載をしているところです。

続いて6ページの第2章について説明いたします。前回の策定委員会で提示した資料との変更点を重点的に説明いたします。まず6ページ目です。「人口構造」については、令和2年9月30日現在の数値を記載し、説明箇所をそれに合わせて変更しております。また7ページ目では、令和元年度末までの3障がいの障がい者手帳の推移がわかるよう追加しています。

続いて、8ページ目は身体障がい者手帳について、障がい種別の平成27年度からの推移と令和元年度末時点での年齢別の障がい種別所持者数、また9ページで年齢別の等級別所持者数及びその年齢別人口に占める割合を右の表で示しております。身体障がい者手帳は年々増加傾向にあります。9ページの表のとおり、令和元年度末現在で最重度の1級所持者が319名であり、全体の約3割を占めております。また年齢別で見ても1級所持の方の割合が一番高くなっており、今後のサービス提供体制を確保する上で重点的に着目すべき点であると考えております。

続いて10ページ・11ページは、それぞれ療育手帳と精神障がい者保健福祉手帳について、先ほどの身体障がい者手帳と同じような形で記載しています。療育手帳ですが、こちらも年々増加傾向にあり、一番下の表の令和元年度末の年齢別の所持者数は18歳未満のB2の方が51名で最も多く、年齢別人口に占める割合も2.7%となっております。市内連携や相談支援を充実させ、療育支援から就労支援への移行体制の整備も含めて、関係機関との連携をより強化していくことが必要であると考えています。11ページの精神障がい者保健福祉手帳も年々増加傾向にあります。令和元年度末では2級の方が最も多く、年齢別でも18歳から64歳の所持者が215名、年齢別人口に占める割合は1.8%となっており、精神通院医療制度を利用されている方も増加していることから、こちらも今後も増えることが見込まれるところです。また、今後65歳以上になられてからの障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行等を鑑み、障がい部局のみならず高齢介護保険部局とも連携し、支援サービスが途切れることのないよう体制を構築していくことが必要であると考えております。

続いて12ページ・13ページです。12ページでは一番上の〔5〕で令和元年度末現在の精神障がい者医療費助成受給者数を追加しました。また、13ページでは、「3 就園・就学の状況」を追加しています。令和2年10月1日現在、小学校入学前の障がい者手帳をお持ちの方は身体・療育手帳合わせて14名、また上牧町立の小学校・中学校において、支援学級に在籍する児童は小学校が50名、中学校が19名となっております。また西和養護学校及び明日香養護学校に在籍する生徒は合計で小学部7名、中学部3名、高等部は12

	<p>名となっており、今後も情報共有や連携体制を深めながら療育支援体制を構築してまいります。</p> <p>前回策定委員会の資料から追加した項目について、第2章は以上になります。</p> <p>それでは、15ページ、資料1最後の第3章「計画の基本的考え方」です。本計画は、平成29年度に策定した令和5年度末までの6か年計画である上牧町障がい者計画の考え方を継承するものであり、その基本理念、基本目標については、現行の計画を引き続き記載しています。基本目標に掲げる共生社会の実現に向けて、庁内の関係各課と横断的な連携や、専門機関及び地域の事業者等との協働体制を強化しながら、第6期の成果目標及びサービス提供体制の確保に努めるべく、本計画の策定を推進してまいります。</p> <p>資料1の説明は、以上になります。</p>
渡邊委員長	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見をお願いします。</p>
西村委員	<p>14ページ「障がいのある人の求職・雇用状況」の説明がなかったのですが、3障がいの人数の表で精神が310と、すごく人数が多い。継続雇用支援の分野ができていないように感じています。もっと働きやすい環境にしてほしいと思っています。一回挫折すると、上にあがるのがなかなかできないので。少しずつ話を聞きながら継続していくような配慮をしてもらえると仕事も続くと思っています。</p>
事務局	<p>14ページの表は上牧町の数字ではなく、大和高田管内の数字になっています。上牧町の数字で情報提供してもらえるよう、ハローワークに打診しています。おっしゃるとおり就労してからの支援については、新たに就労定着支援というサービスができています。上牧町では現在一人利用されている方がおられます。今後、就労移行支援、A型、B型を利用された方が、第6期の成果目標にも国の指針にもありますが、就労定着支援サービスを利用して、少しでも一般就労に定着してもらえるような支援体制を整備する必要があると考えています。</p>
渡邊委員長	<p>前にも質問がありましたが、大和高田管内の利用状況だけでなく上牧町の住民がこの中にどれくらいおられるのか、何とか調べていただきたい。挫折して失業してもう一度申込みされた方を新規とするのか、そのあたりを詳しく教えていただければと思います。</p>
事務局	<p>これは高田管内の状況なので、打診はしているのですが難しいという返事もありました。今再度お願いしているところです。次の素案と計画で上牧町の数値や現状が盛り込めるような表になればと考えています。</p>

渡邊委員長	出すのは難しいのですか。
事務局	恐らく集計の問題があると思います。高田管内でハローワークが預かっている中から上牧町のみだけを抽出しないといけないので、そのあたりの問題だとは思いますが。再度何とかお願いできないか打診しています。事務局としても素案に上牧町の数字として盛り込みたいと考えているところです。
渡邊委員長	今一名とありましたが、それだと寂しい。 他にご質問はありますか。
大前委員	今の話の中で、A型事業所の人数も含まれているのですか。
事務局	再度確認しないといけないのですが、新規求職者申込件数なのでA型事業所は入っていると思います。
横澤委員	雇用契約を結ぶものはハローワークに報告しているのですが、恐らくA型は含まれているのではないかと思います。
渡邊委員長	他にございませんか。 それでは、次の議題に移ります。
	(2) 関係団体ヒアリング調査結果について
渡邊委員長	議題(2)について、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料2について、ご説明いたします。 令和2年8月から10月にかけて、上牧町にある5つの団体様にヒアリングを実施いたしました。実施方法は、事前に質問シートに記入していただき、記載していただいた事項に基づき対面での聞き取りによる調査を行いました。 内容は、主に団体様の活動状況、障がい福祉サービス、障がい者をめぐる現状、上牧町からの情報提供や町への要望等についてです。 ヒアリングの主な意見等は資料のとおりです。ヒアリング結果でみられた現状の課題や困り事等について、概要ではありますが説明したいと思います。 まず活動状況については、新規会員様、特に若い世代の方がなかなか増えないという状況があります。また障がい福祉サービスについては、ニーズのあるショートステイやグループホーム等の地域の社会資源が不足している

	<p>現状と、また生活課題にあったサービスの提供になっていないのではないかと というご意見をいただきました。またサービス利用の感想として、サービス を提供する支援者や計画相談員の質によって差があり、満足度の高いサービ スとはなっていない場合があるとお声をいただいております。現在のお困 り事ですが、親亡き後の支援体制への不安、緊急時サービスが受けにくい現 状、また非常時の相談体制がせい弱である等のご意見をいただいております。 また上牧町が行っている情報提供については、インターネットや広報で の周知は必要ではありますが、必要とされる方が実際に見られていないこと もあるという課題、福祉サービスを利用していない方々にも届くような情報 提供体制、また配慮のある工夫した表現方法による情報発信をしてほしいと いうご要望をいただいております。また地域や行政に求めることについて は、団体の活動への後方支援、窓口対応を丁寧にしてほしいということと、 制度に捉われない柔軟な対応、また安心した地域生活を送るために医療・障 がい・介護等、関係機関の横断的な連携体制の充実、障がい福祉計画に掲げ る目標の達成といったご要望をいただきました。また障がいの理解・啓発に ついては、当事者やその家族に対してまだまだ偏見や差別が残っており、実 行性のある啓発事業を望む声をいただいております。</p> <p>概要にはなりますが、ヒアリング調査でいただいた主な意見、見えてきた 課題については以上になります。</p> <p>今回いただいた貴重なご意見については、第6期の障がい福祉計画を含め て今後の障がい福祉施策の取組の参考にさせていただきながら、サービスの より一層の充実・推進を図ってまいります。資料2の説明は以上になります。</p>
渡邊委員長	何かご質問、ご意見はございますか。
山田委員	関係団体のヒアリングは非常によくまとめていただいて、他の団体の考え 方や現状がよく見えて有難いです。ここで見えてきた課題を今後に生かすと のことですが、今回の骨子に既に反映されているということではないのです か。
事務局	細かな部分では、例えば移動支援のサービスの時間数、親亡き後の支援、 いわゆる成果目標に掲げる目標や、聴覚障がいの方の手話通訳の窓口設置の ご要望等、現在する・しないは検討中ですが、福祉計画に盛り込めるものも ありますし、福祉施策として窓口対応や庁内連携を重層的にしていく等は、 文言として計画に入れるかどうかはわかりませんが、進めていくべき内容だ と思っています。全てというわけではないですが、記載する分もあると思ひ ます。
山田委員	すごく期待しています。

渡邊委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>冒頭に申し上げた教育関係の取組は、根本になるような気がします。計画の中のどこかに、教育の支援を広げるという項目があっても良いのではないかと。広い意味で見守る教育を入れるのはピント外れなのですか。</p>
事務局	<p>障がい者計画では、基本理念や基本目標があります。教育の部分についても障がいと教育委員会等との連携が必要になってくると思います。今だと例えばヘルプカードを学校で紹介するために教育委員会から打診を受けて資料を提出したり、手話の方が学校で授業を行うような取組はしています。大きなテーマで基本計画のほうになってくる部分もありますが、進めていくべき分野ではあります。</p>
渡邊委員長	<p>具体的にどこかにすぐとは言いませんが、広い意味で。これについて、西和養護学校の先生から何かありますか。</p>
横澤委員	<p>特別支援学校として小学部・中部部・高等部とありますので、特に小学部と中部部は地域の学校と連携して交流しています。高等部は地域の大人の方と交流したりしています。周囲との関わりが広げられるのであればと思います。</p>
渡邊委員長	<p>広い意味で、将来的には考えてもらいたいと思います。</p> <p>他にご質問はございませんか。</p> <p>(3) 第6期障がい福祉計画の目標設定及びサービスの見込量(案)について</p>
渡邊委員長	<p>それでは、議題(3)について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>資料3について、説明いたします。</p> <p>まず、資料の訂正があります。12ページの左側の一番下の表「(4) 居住系サービス」とありますが、「(5) 障がい者相談支援」に訂正願います。</p> <p>1ページに戻りまして、まずは成果目標の目標設定について説明いたします。下の赤枠で囲んでいる部分が、次期第6期計画の成果目標の数値になります。1ページ目は福祉施設から地域生活への移行です。国の目標設定は令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減、また令和元年度末時点の施設入所者数から6%以上の地域移行という設定が示されています。令和元年度末現在、福祉施設に入所されている方は、上牧町は22名です。第6期の成果目標は、令和5年度末時点においての入所者数を1名削減、また地域</p>

生活移行者数を2名と目標設定しています。

続いて2ページ地域生活支援拠点等の整備です。こちらは第6期計画では令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点を確保しつつ、その機能の充実のため年1回以上運用状況を検証・検討することを基本としております。こちらに関しては、西和7町障がい者等支援協議会でも報告いたしますが、今現在も協議を進めている最中です。今現在第6期の目標として記載していますが、変更が生じてくると思います。現時点での目標として入れています。国の指針を踏まえて西和7町圏域での共同設置に向けて、ワーキングチームの活動を継続しながら西和7町障がい者等支援協議会の定例会を活用して、年4回以上の運用状況の検証及び検討を実施するとしています。ただあくまでも令和2年度末までに整備しているという想定の下での成果目標になります。今のところは、こういう記載にさせていただいています。

続いて3ページ精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築です。国の目標設定としては、こちらは奈良県の精神障がい者の方の精神病床からの地域移行の目標になっており、※印で市町村では保健・医療福祉関係者による協議の場の圏域ごとの設置については、第5期障がい福祉計画の計画期間中にほぼ全域で設置される見込みであることから、今後の協議の場の活性化に向けた取組みが必要であると示されています。新型コロナウイルスの影響により開催が遅れているのですが、先月奈良県の中和保健所で県のほうの精神障がい者に対応したケアシステムの研修が開催されました。西和7町においては、来年2月に保健・医療福祉関係者及び介護部局の職員等を交えた協議の場を行う予定になっております。その協議の場を踏襲し、第6期の目標では奈良県障害者計画に掲げる数値目標を踏まえ、保健・医療福祉関係者による協議の場を年1回以上開催し、入院患者の地域移行や、退院後の地域におけるサービス提供体制の確保について協議を進め、関係機関とのネットワーク強化に努めることを目標としています。

続いて4ページ福祉施設から一般就労への移行促進です。こちらは一般就労の移行者数ですが、第6期国の目標設定では令和元年度の実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とするとされています。上牧町においては、令和元年度の実績が5名となっており、国の指針を踏まえて令和5年度末までの一般就労への移行者数の目標を7人以上としています。

続いて5ページ就労移行支援事業から一般就労への移行者数です。第6期の国の設定では、令和元年度実績の1.30倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とされています。上牧町の第6期の目標については、令和元年度実績が1名であるため、国の指針を踏まえ令和5年度末までの一般就労への移行者の目標を2人以上としています。

続いて6ページ就労継続支援A型・B型から一般就労への移行者数の目標

です。こちらは第6期からの新規の目標になります。就労継続支援A型については、国の目標設定では令和元年度末実績の1.26倍以上、また就労継続支援B型については、令和元年度実績の1.23倍以上を目指すとされています。上牧町では令和元年度の就労継続A型からの一般就労への移行者数は3名、就労継続支援B型からの移行者数は1名でした。よって第6期の目標は国の指針を踏まえてそれぞれA型は4人以上、B型は1人以上の一般就労への移行者数を目指しています。

続いて7ページ就労定着支援事業者の利用者数です。第6期の計画では、国の目標設定では令和5年度における就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とするとされています。上牧町においては、令和元年度末時点で就労移行支援を利用して一般就労に移行された利用者が1名、就労移行支援を活用しながら今のところ就労を継続されています。第6期では国の指針を踏まえ、就労移行支援事業者を通じて一般就労に移行する者については1名以上の利用を目標とします。また新規（イ）の就労定着支援事業を実施する事業所数も国の指針として目標設定が出されていますが、今現在上牧町においてはこちらに該当する事業所がないため目標設定はしておりません。

続いて8ページは、障がい児福祉計画の成果目標と目標設定です。第6期の計画では令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。これは第5期の成果目標と全く同じ目標になっています。また、各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することにより令和5年度末までに全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とするとされています。上牧町においては、児童発達支援センターについては圏域の設置を目標としています。西和7町及び関係機関で協議を進めている段階です。西和7町圏域で1か所以上の共同設置を目標とし、保育所等訪問支援の提供体制を連動させて整備を進めていく予定です。今現在、保育所等訪問支援を行う事業所は、西和7町の圏域では5つの事業所があります。今現在上牧町で保育所等訪問支援支給決定をしている利用者は10名となっています。

9ページの医療的ニーズへの対応です。第6期目標では、令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本としています。令和5年度末までに各都道府県各圏域において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置、こちらが追加となって基本とするという目標が出されています。上牧町においては、こちらの重症心身障がい児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所の確保については、先ほどの児童発達支援センターの

	<p>設置に向けた協議と連動させて引き続き協議を進めていきます。こちらも令和5年度末までの設置を目標といたします。また医療的ケア児支援のための協議の場については、医療機関・地域の訪問看護ステーション・相談支援事業所・教育機関と協働して、地域の課題や事例検討を含め、年1回以上の検討会を行うことを目標とします。また医療ケア児等に関するコーディネーターの配置については、こちらも先ほどの児童発達支援センターと連動して進めていくものでありますが、令和5年度末までに西和7町による圏域の設置ということで目標設定をしています。</p> <p>10ページ[3] 相談支援体制の充実・強化等です。こちらは、第6期計画からの新規の目標です。国の指針では令和5年度末までに市町村または圏域において相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実施体制を確保するとされています。上牧町の目標では、相談支援体制の充実と取組みについては、西和7町及び委託の相談支援事業所と協働しながら体制整備に努めるため、以下の目標を設定します。地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言を圏域で年1回以上、地域の相談支援事業者の人材育成への支援を圏域で年2回以上、地域の相談機関との連携強化の取組みを圏域で年2回以上の目標設定としています。令和2年度においても地域の計画相談支援員との勉強会等を開催する予定はしていますが、こういったところがこの相談支援体制の充実・強化の目標に繋がっていくと考えています。</p> <p>最後に[4] 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築です。国の目標設定では、令和5年度末までに都道府県や市町村においてサービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築するとなっています。上牧町の目標設定では、障がい福祉サービスの質の向上を図るための取組の体制の構築については、以下の目標を設定します。障害福祉サービスに係る各種研修への参加、年間受講者数を各年度1人以上、また障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有・分析のため協議については、地域の事業者または西和7町の各障がい部局の行政間での連携・情報の共有という形で会議を開催する目標を各年度1回以上としています。第6期の成果目標の案の説明は以上になります。</p>
渡邊委員長	ご質問、ご意見はありますか。
西村委員	6ページの(ア)は、たった4人になっています。A型作業所は現在上牧町では何か所あるのですか。
事務局	上牧町内にはA型事業所はありません。ただA型の支給決定は何名か利用されており、檀原、田原本、奈良市、近くでは香芝市に通所されている方が多いのが現状です。

西村委員	<p>時間的に無理な気がします。西和7町でA型事業所が少ない。なるべくなら移動時間の少ない近くで働ける場があれば。目標設定の4人は難しいと思います。</p> <p>時間単位で選べれるようなA型作業所があれば、もっと働く人も増えると思います。</p>
事務局	<p>おっしゃるように、通所する事業所が遠い現状があります。電車を利用しなくなかなか行けなくて交通費等がかかるというお声はいただいているところです。西和7町で昔は就労部会がありました。就労の課題等が多くなってきていますので、新たに就労部会の立ち上げも検討しないといけない状況だと考えています。</p>
竹原委員	<p>2ページについて。拠点は緊急時に必ず必要であるし、福祉サービスを利用されていない方にとっても大事だと思います。今までの勢いは継続して、5年度末に必ず達成してほしいと思っています。</p>
中野委員	<p>最近よくわからないのですが、地域で若い人がウロウロしていて、その中には精神障がいだと聞く人も何人かいます。ご家族がみて、自分のところで頑張っている人もいます。相談員として見た時に、若い精神障がい者の方がどんどん増えているのではないかと思います。父親が高齢になるとどうするのか、親亡き後はどうするのか。相談には来られていないが、色々なご家庭があります。この福祉計画は65歳までですが、身体の方もだんだん高齢者になって、介護のほうになる。だから私は福祉課ではなくいきいきではないかと言っています。私は息子が65歳以下の知的障がい者で、相談員もしていますので、ここに居座っていますが、色々なご家庭があって、役場が手を差し延べても拒否される場合もあります。今は皆平和に暮らしていますが、将来は大変だろうと思っています。</p>
西村委員	<p>家族会から今のご意見の補足をさせていただきます。決して家族が受け入れなくて、楽しそうに生活しているわけではありません。精神障がい者の特性として、他人を受け入れません。だから親が専門職の方をお願いしても、本人は受け入れない。受け入れるだけでも1～3年かけて努力されている方もたくさんおられます。それだけご理解いただきたいと思います。</p>
中野委員	<p>だから周りが何かあったら助けようという感じで協力は惜しみませんが、変に「いいです、いいです」と言われるので。</p>
西村委員	<p>家族にしかわからないことがたくさんあります。大声を出している時に隣の方はどう思っているのか率直に聞いたこともありません。どう答えられる</p>

	<p>のか怖いので、できたら声を出さないほうに防御のほうに力を入れていません。前に出ることも大事だけど、なかなか本人が受け入れてくれない。本人が受け入れてくれれば本当に家族は楽です。</p>
中野委員	<p>気持ちはあるけどどうすればと。見ているだけで。</p>
西村委員	<p>そうして見守ってもらえるだけでも。</p>
渡邊委員長	<p>切実な問題があると思います。 他にご意見はありますか。</p>
藤山委員	<p>最初のペーパーに基本的視点と書いてありますが、4つの各項目と計画はどこかでリンクしていると考えてよろしいのでしょうか。例えば(1)「権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進」に対応する事業はこうだというのは、必ずしもあるわけではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>この基本的視点は、大元の6か年の障がい者計画に基づいているものです。視点としては基本計画があって障がい福祉計画があるので、最終的な目標の視点としては16ページの4つに繋げていかななくてはならないと考えています。</p>
藤山委員	<p>各事業は、どこかの理念とリンクしているという理解で良いのですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
藤山委員	<p>そうすると「(4)障がい者の意思決定への支援」は、計画にはないように思ったのですが。ガイドラインが最近示されたと思います。その中には、ある程度指針的に書かれていると思います。6期計画ではそこまでは考えられないのか、もしくはこれから追加なりするのでしょうか。</p>
事務局	<p>次の基本計画のほうでは、そういった部分についても目標として設定していく必要があると思いますが、この計画では地域生活支援事業で権利擁護支援センター「ななつぼし」が権利擁護に関する支援を行っています。その事業の中で、障がい者の意思決定への支援についてははしていけると考えています。</p>
渡邊委員長	<p>目次の赤字の部分は、次回示されるのですか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>

渡邊委員長	他にご質問はございませんか。
小嶋委員	資料3の9ページに医療的ニーズの対応とあります。6期計画で「重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、市町村内または圏域に少なくとも1か所以上確保を基本とする」という目標設定が掲げられています。西和7町圏内の18歳以上の生活介護事業所の医療的ニーズの対応が現状十分にできていないと、私どものセンターでも認識しています。18歳以上の方の医療的ケアに関して、何か計画に加えることはないのでしょうか。
事務局	今のところ福祉計画については、国の指針に基づいて成果目標を設定しています。ご意見をいただきましたので、今後今回の第6期の中に具体的に取組んでいくのかどうか検討していく必要があると思います。現在上牧町に重症心身障がい児は4名、者は7名いらっしゃると把握しています。児童の事業所は県内に16件ありますが、西和7町内には全くない状態です。まずは児童発達支援センター設置の目標はこちらで掲げて、今おっしゃった者の課題については、今後取り組むべきところだと思います。
渡邊委員長	他にご質問はございませんか。 なければ次に移ります。
事務局	今の成果目標について、サービス見込量の説明を今からしたいと思えます。地域生活支援拠点についてのご意見もいただきました。令和5年度末までとしていますが、これは令和5年度末までに整備するという考えではなく、今すぐにでも、特に緊急の部分については、今年度中にも進めていきたいという思いではあります。ただ具体的に出せる部分がない状態です。 中野委員からのご意見もありました。障がいをお持ちの方でも色々な事情やご家庭があり、障がい部局だけでは解決できない問題がたくさん出てきています。子どもの担当課、介護の担当課とも連携をしていかないといけないと思います。住民の方からの情報や相談も結構いただいています。そういうお声が届くようになることは有難いと考えています。ただ一つの担当課で解決できないような問題は、各関係機関、関係課とも連携し対応していきたいと考えています。 11ページ以降が障がい福祉サービスの見込量で、第6期はこれぐらいの見込になるという推計を出しています。事務局より説明いたします。
事務局	それでは、11ページからの障がい福祉サービスの見込量について説明いたします。サービスの見込量の数値については、平成30年度から令和2年度ま

での実績額と現在の利用状況を踏まえ算出しており、基本的な見込み方として大きく3つございます。1つは、平成30年から令和2年に利用者数が伸びている場合は、第6期も同程度の伸びを見込んでいます。2つ目は、平成30年から令和2年に利用者数が減少している場合は、過去3年間の平均の値を今後3年間同数で見込んでいます。3つ目は、令和2年度において実績が見込めない場合、令和2年度の計画の数値を今後3年間同数で見込んでいます。令和3年度からの見込みはこのように見込みましたが、令和3年、4年、5年の赤字の数値については、上牧町独自の視点で見込んでおり、この部分を重点的に各サービス上段の利用者数について説明いたします。

11ページ(2)日中活動系サービスの就労移行支援について説明いたします。平成30年から令和2年度で数値が伸びていますが、このサービスを利用するにあたり継続して利用できる期間が最長2年間のため、毎年6人、6人、6人と同数を見込んでいます。療養介護について説明します。こちらの伸びは1人となっていますが、これまでの実績を踏まえ1名増の増数としました。

次に12ページを説明いたします。こちらの(3)短期入所サービス(ショートステイ)の福祉型についてですが、平成30年から令和2年度の伸びはありませんでしたが、短期入所のニーズは高く、令和3年から5年度は13人、14人、15人と見込みました。次に(4)居住系サービスの共同生活援助の場合、令和元年に町内にグループホームができ著しく実績が伸びましたが、令和3年から5年度の伸びはなだらかな伸びを見込んでいます。次に(4)居住系サービスの自立生活援助は、実績見込値は0ですが、地域移行を推進する観点から令和3年から5年度は同じ見込み1とし、一番下の段の地域定着支援も同数の値としました。

次に13ページからの障がい児福祉サービスの見込量について説明いたします。保育所等訪問支援についてですが、1人につき年2回程度の利用があり、支給決定者数は10名程度を割れる現状と過去の推移を踏まえて2の同数としました。

次に14ページの地域生活支援事業の見込量について説明いたします。(1)相談支援事業の基幹相談支援センターと基幹相談支援センター等機能強化事業についてですが、基幹相談支援センターとは、3障がい全ての相談支援に対応するセンターであり、現在西和7町では設置しておらず、設置については広域的な設置が必要となるため今後の検討課題としています。次に(2)意思疎通支援事業の手話通訳者設置事業については、手話通訳者を庁舎に配置することを想定した事業ですが、合理的配慮の観点から事業実施に向けて現在検討中としているところです。

次に15ページを説明いたします。(3)日常生活用具給付等事業についてですが、実績どおりに令和3年から5年と見込みました。毎年の伸びが大きい⑤排泄管理支援用具ですが、こちらは紙おむつや手術によって人工肛門や

	<p>人口膀胱をつくられた方のストーマ装具になりますが、年々申請者が増え、例年同程度の伸びを見込んでいます。</p> <p>次に16ページを説明いたします。任意事業の日中一時支援については、過去3年間の利用状況を勘案して令和3年から5年度は令和2年度の見込値と同じ値を見込んでおります。</p>
事務局	最後の17ページですが、先ほどの成果目標、前半に説明した部分の数値目標として数値をあげています。資料3の説明については以上です。
渡邊委員長	何かご質問はありますか。
竹原委員	相談支援について、もう一つよくわからないのですが。相談支援体制の充実・強化等で「地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言」とありますが、これは相談者等が集まる研修と考えてよいのですか。
事務局	現時点でもしていただいている部分ではありますが、委託の相談支援事業所は専門的な知識をお持ちの方達なので、例えば地域の相談支援事業所で今まで療育や身体計画相談をされていた方が精神計画を持つことになった時に、精神の委託の相談支援事業所の方が一緒に面談をする等、後方支援として事業所を訪問する、場合によっては利用者さんの家に同行してアドバイスをさせていただくというものになると考えています。行政ではなく、委託の相談支援事業所のお力がないとやっていけない目標なので、相談支援事業所と協働しながら進めていきたいと考えています。
竹原委員	件数が1件となっていますが、それで済むのですか。
事務局	今現在1件していただいているというのがあります。今後勉強会等をさせていただくのですが、その中で地域の計画相談員がどのような課題を抱えているのか把握する必要があります。その時にニーズがあれば、対応していかなければならないのですが、今現在1件ある状態なので1としています。
西村委員	初めて聞きました。例えば老人介護の事業所が精神の支援に行かれる時に指導されるということですか。ケアマネに関してですか。
事務局	障がいのほうの計画相談になります。事業所によっては精神の計画相談しかできないとか、知的障がいとか身体障がいの方しかできない事業所もあります。地域で計画相談員が不足している現状があります。3障がいに対応できるような、計画相談員の育成になってくると思います。

西村委員	今のところは、障がいに関する部分ですか。
事務局	そうです。
西村委員	精神のほうでもヘルパーしてもらうのに普通の支援事業所から来てもらっている人もおられるのですが、専門的なことはあまりわからないみたいで、トラブルが起きたこともあります。研修会もあるのですか。
事務局	精神の包括ケアシステムで協議の場があり、そこで障がい・医療・保健・介護とも連携が必要になってきます。ケアマネジャーも精神について知りたいと感じている方はたくさんおられると思います。協議の場の中でそういう部分も共有して支援しあえるようになれば良いと考えています。
竹原委員	計画相談に関して感じることは、相談員の資質、経験、スキルによって変わってくることです。計画が一番大切なところなので、そこを充実させてほしいと思います。
大前委員	今のお話ですが、国が計画相談員の相談支援員を増やしましょうとここ何年かやってきて、結果的に増えているのですが、質の向上が上手くいっていない。人の人生に関わることなのに相談員によって全然違ってしまふ。地域で質の向上に今から取り組まないと、どんどん増えて質が悪くなっても意味がない。精神の方に対する接し方を教えていくのも本当は相談員の役割だと思いますので、ヘルパーさんや全てに対して連動してくると思います。抽象的な書き方になってくるので、地域の課題を拾い上げながらどうしていけば良いのか、上牧町でも考えていく必要があると思います。
山田委員	10ページの〔4〕の障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築「新規」について教えてほしいのですが。上牧町の目標設定と目標達成に向けた取組方針の2つ目に「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有・分析のための協議」とあります。これを読んでこのようなシステムがあることを初めて知りました。まずその内容と、それを共有・分析するための協議によってどうしてサービスの質の向上に繋がるのか理解できないので教えてください。
事務局	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析は、いわゆる質の向上と言うよりも、どちらかと言うと事業所に適正な運営をしてもらうためのものと想定しています。審査支払等システムの審査結果は、各市町村に事業所が請求したものに対して間違い等がシステムでわかるようになっています。上牧町はもう少し細かく、どこが警告でどこにエラーがかかって

	<p>いるのか、圏域内での情報共有をしないといけないし、事業所にどういうエラー・警告が出ているのか常に共有しながら進めていく必要があると考えています。サービスの質の向上と言うよりも適正な運営を事業所にしてもらって、利用者にとって不利益になるようなことがないようにしたいと考えています。</p>
山田委員	<p>支払いシステムというのが初耳なので、なんとなくわかるようでわかりません。まずそれを説明してほしいです。</p>
事務局	<p>審査支払というのは、事業所が直接市町村に請求してくるのではなく、奈良県では国保連合会を通して請求をかけてきます。事業所は国保連合会に実績を踏まえて請求をして、市町村は国保連合会に対して利用者の状況のデータを送り、そこでマッチングをさせているシステムです。そこでエラー等が出てきた時に、しっかり対応していく必要があります。審査支払等システムは、そういった連合会を通したものになっています。</p>
山田委員	<p>町独自でされているのではなく、県内全域でされているということですね。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
山田委員	<p>わかりました。</p>
渡邊委員長	<p>これで議題（3）は終わりました。</p>
	<p>（4）その他</p>
渡邊委員長	<p>その他について全般的なご質問はございますか。 特にならなければ、事務局に進行をお返しします。</p>
事務局	<p>次回策定委員会の予定をお話しさせていただきます。 次回第3回委員会の開催は、1月末頃を予定しています。日程が決まり次第、委員の皆さまには改めて通知いたします。 これをもちまして、第2回上牧町障がい福祉計画策定委員会を終了いたします。</p>
	<p>4. 閉会</p>